「情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」の概要

令和３年５月３１日
経　済　産　業　省
商 務 情 報 政 策 局
情報技術利用促進課

１．改正の趣旨

情報処理の促進に関する法律第９条に基づき実施されている「情報処理安全確保支援士試験」及び同法第２９条に基づき実施されている「情報処理技術者試験」の受験手数料の額は、それぞれ同法第１３条第１項及び第２９条第３項に基づき、「実費を勘案して政令で定める」こととされている。

現行の受験手数料は、情報処理安全確保支援士試験が５，７００円、情報処理技術者試験が５，７００円である。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、試験会場におけるソーシャルディスタンスの確保を含めた感染症対策の徹底や、一部試験区分のコンピュータ試験化などを行う中で、試験実施に要する実費が増加し、現行の受験手数料との乖離が生じているところ。

これを踏まえ、今後も安定的に試験制度を運営する観点から、情報処理の促進に関する法律施行令第３条第１項及び第２項に定める受験手数料の額を見直すこととする。

２．改正の内容

情報処理安全確保支援士試験の受験手数料について、以下の通り見直すこととする（情報処理の促進に関する法律施行令第３条第１項関係）。

現　行：　５，７００円
改正後：　７，５００円

情報処理技術者試験の受験手数料について、以下の通り見直すこととする（情報処理の促進に関する法律施行令第３条第２項関係）。

現　行：　５，７００円
改正後：　７，５００円

３．施行日等

○ 公布日：令和３年７月下旬（予定）
○ 施行日：令和３年７月下旬（予定）
（※）なお、施行に際しては、所要の経過措置を設ける予定。